

# 第 1 回座間味村議会定例会

## 第 2 日 目

3 月 1 0 日

# 令和3年第1回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 3 年 3 月 9 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 散 会 等 日 時 宣 告	開 会	令和3年3月10日 午前10時00分 議長宣言		
	散 会	令和3年3月10日 午後1時57分 議長宣言		
出 席 議 員  ( 応 招 )	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	宮 平 讓 治	6 番	宮 平 清 志
	2 番	宮 平 喜 文	7 番	中 村 秀 克
	3 番	垣 花 太 郎		
	5 番	中 村 勇		
欠 席 議 員  ( 不 応 招 )	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	2 番	宮 平 喜 文	3 番	垣 花 太 郎
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 勝 宏	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	教 育 課 長	中 村 悟
	副 村 長	宮 平 真由美		
	教 育 長	垣 花 健		
	総務・福祉課長	宮 平 壮一郎		
	産業振興課長兼 船舶・観光課長	松 田 力		
	会 計 課 長	糸 嶺 直 生		

## 令和3年第1回座間味村議会定例会議事日程（第2号）

（令和3年3月10日午前10時00分開議）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		提出議案の説明（議案第11号～議案第24号まで）
3	議案第11号	座間味村営駐車場条例の一部を改正する条例について
4	議案第12号	座間味村使用料条例の一部を改正する条例について
5	議案第13号	座間味村船舶運航事業条例の一部を改正する条例について
6	議案第14号	座間味村議会議員及び座間味村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について
7	議案第15号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
8	議案第16号	令和3年度座間味村一般会計予算について
9	議案第17号	令和3年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算について
10	議案第18号	令和3年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算について
11	議案第19号	令和3年度座間味村航路事業特別会計予算について
12	議案第20号	令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計予算について
13	議案第21号	令和3年度座間味村下水道事業特別会計予算について
14	議案第22号	令和3年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算について
15	議案第23号	令和3年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算について
16	議案第24号	座間味村職員定数条例の一部を改正する条例について
17	報告第1号	令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業計画報告について
18	選挙第1号	座間味村選挙管理委員会委員及び補充委員の選任について
19		議員派遣の件について

○ 議長（中村秀克）

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番 宮平喜文議員及び3番 垣花太郎議員を指名します。

日程第2．議案第11号 座間味村営駐車場条例の一部を改正する条例についてから議案第24号 座間味村職員定数条例の一部を改正する条例についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。今日も一日よろしく願っています。

それでは議案第11号から議案第24号まで説明させていただきますが、特に詳細につきましては、昨日の議案でもそうですが、せんだって行われました全員協議会で説明させていただいておりますので、詳細の説明は省かせていただきますのでよろしく願っています。

議案第11号

座間味村営駐車場条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村営駐車場条例に関する条例（平成30年条例第5号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和3年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

（提案理由）

座間味島駐車場の一部地目において村所有地でない財産区である事が判明し、新たに駐車場を整備する必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

条例第1号

座間味村営駐車場条例の一部を改正する条例

第2条中「座間味村字座間味」の次に「1-1」を加え、「166-1」を削り、「座間味村字座間味」の次に「1-2」を加え、「166-2」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 議案第12号

### 座間味村使用料条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村使用料条例に関する条例（昭和47年条例第36号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和3年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

（提案理由）

座間味村役場敷地内に設置している電気自動車充電スタンドについて、事業者の利用が増加し、今後、一般利用者も見込まれる事から使用料を設定する必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

## 条例第2号

### 座間味村使用料条例の一部を改正する条例

座間味村使用料条例に関する条例（昭和47年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

電気自動車充電スタンド	1回／8時間まで	500円
-------------	----------	------

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 議案第13号

### 座間味村船舶運航事業条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村船舶運航事業条例（1968年条例第1号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

令和3年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

（提案理由）

令和元年9月議会に議案第51号で議会の議決を得たが、提出された議案の金額に誤りがあった為、料金を訂正する必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

### 条例第3号

#### 座間味村船舶運航事業条例の一部を改正する条例

座間味村船舶運航事業条例（平成15年条例第15号）の一部を次のように改正する。

#### 別表第1（第5条関係）

##### 1 旅客運賃（旅客船兼自動車渡船）

貨客船フェリー	2等運賃
泊～座間味・阿嘉	2,150円
阿嘉～座間味	200円
泊～座間味・阿嘉往復	<u>4,090円</u>
座間味・阿嘉～泊往復	<u>3,660円</u>

##### 2 旅客運賃（高速船）

高速船	2等運賃
泊～座間味・阿嘉（急行）	<u>1,260円</u>
阿嘉～座間味（急行）	100円
泊～座間味・阿嘉（片道）	3,200円
泊～座間味・阿嘉（往復）	6,080円
座間味・阿嘉～泊（往復）	<u>5,440円</u>

#### 附 則

（施行期日等）

この条例は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から施行する。

### 議案第14号

#### 座間味村議会議員及び座間味村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例 の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村議会議員及び座間味村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例について議会の議決を求める。

令和3年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

令和2年12月12日施行の公職選挙法の一部を改正する法律(令和2年6月12日法律第45号)が公布され、新たに座間味村議会議員及び座間味村長の選挙における選挙運動の公営について条例を定める必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

条例第4号

## 座間味村議会議員及び座間味村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第1項及び第143条第15項の規定により、座間味村議会議員及び座間味村長の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、法第142条第1項第7号のビラ(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成及び法第143条第1項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成の公営に関して必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用の公営)

第2条 座間味村議会議員及び座間味村長の選挙における候補者(以下「候補者」という。)は、64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなった場合には、同条第5項の規定による告示の日。第4条第2号イにおいて同じ。)までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により村に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。)その他の者(次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。)との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、座間味村選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)

第4条 座間味村は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

- (1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円）の合計金額
- (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円）の合計金額
- イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の規定による届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り。）
- ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円）の合計金額

(契約の指定)

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

(選挙運動用ビラの作成の公営)

第6条 候補者は、第8条に規定する1枚当たりの作成単価の限度額に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければなら



ない。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 座間味村は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公営)

第9条 候補者は、第11条に規定する1枚当たりの作成単価の限度額に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 座間味村は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が525円6銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310、500円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）の施行の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

## 議案第15号

### 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、別表に掲げる土地が新たに本村の区域内に生じたことを確認し、同法第260条第1項の規定により、当該土地を字の区域に編入するため、議会の議決を求める。

令和3年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

（提案理由）

沖縄県の所有する座間味港の用地について、一部未登記箇所が存在し、今後の施設利用や事業計画等に影響を及ぼす可能性があり、新たに生じた土地の確認及び区域の編入に関する手続きを行うため、議会の議決を経る必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

（別表）

#### 1. 未登記地1

- （1）位置：座間味村字座間味94番地の1、94番地の2及び95番地地先公有水面
- （2）用途：港湾施設用地
- （3）面積：2,081.54㎡

#### 未登記地2

- （1）位置：座間味村字座間味1877・1880・1883・1855・1890・1891・1894・1895・1897及び1974番地先公有水面
- （2）用途：ふ頭用地
- （3）面積：6,656.75㎡

#### 未登記地3

- （1）位置：座間味村字座間味1868番、1870番、1872番、1873番、1849番、1875番、1878番、1876番、1974番の地先公有水面
- （2）用途：ふ頭用地

(3) 面積：8, 529. 77 m<sup>2</sup>

#### 未登記地4

- (1) 位置：沖縄県座間味村字座間味1番1、94番1、94番3、95番及び165番に接する無地番地の地先公有水面
- (2) 用途：港湾施設用地
- (3) 面積：5, 480. 76 m<sup>2</sup>

#### 未登記地5

- (1) 位置：座間味村字座間味1番1から同字八重後1898番を経て1974番6に至る間の土地に接する無地番地の地先公有水面
- (2) 用途：港湾施設用地
- (3) 面積：4, 176. 20 m<sup>2</sup>

#### 議案第16号

### 令和3年度座間味村一般会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和3年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

### 令和3年度座間味村一般会計予算

令和3年度座間味村一般会計の予算は、次の定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1, 754, 618千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

#### (債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

#### (地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

#### (一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400, 000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年3月9日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 村 税		83,856
	1 村 民 税	29,382
	2 固 定 資 産 税	41,480
	3 軽 自 動 車 税	3,758
	4 村 た ば こ 税	4,236
	5 法 定 外 目 的 税	5,000
2 地 方 譲 与 税		7,523
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,928
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	5,421
	3 地 方 道 路 譲 与 税	0
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	0
	5 森 林 環 境 譲 与 税	174
3 利 子 割 交 付 金		38
	1 利 子 割 交 付 金	38
4 配 当 割 交 付 金		135
	1 配 当 割 交 付 金	135
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		122
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	122
6 地 方 消 費 税 交 付 金		19,190
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	19,190
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金		1,080
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	0
	2 環 境 性 能 割 交 付 金	1,080

款	項	金額
9 地方交付税		850,000
	1 地方交付税	850,000
11 使用料及び手数料		84,366
	1 使用料	76,287
	2 手数料	8,079
12 国庫支出金		115,400
	1 国庫負担金	26,691
	2 国庫補助金	87,297
	3 国庫委託金	1,412
13 県支出金		317,755
	1 県負担金	14,798
	2 県補助金	266,855
	3 県委託金	36,102
14 財産収入		340
	1 財産運用収入	340
15 寄付金		634
	1 寄付金	634
16 繰入金		53,413
	1 特別会計繰入金	0
	2 基金繰入金	53,413
17 繰越金		30,000
	1 繰越金	30,000
18 諸収入		11,066
	1 延滞金、加算金及び過料	263
	2 預金利子	1
	4 雑入	10,802
19 村債		179,700
	1 村債	179,700
歳入合計		1,754,618

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		34,834
	1 議会費	34,834
2 総務費		355,565
	1 総務管理費	318,175
	2 徴税費	15,909
	3 戸籍住民基本台帳費	16,959
	4 選挙費	3,123
	5 統計調査費	361
	6 監査委員費	1,038
3 民生費		153,634
	1 社会福祉費	126,440
	2 児童福祉費	27,165
	3 生活保護費	29
4 衛生費		262,502
	1 保健衛生費	88,249
	2 清掃費	174,253
6 農林水産費		43,119
	1 農業費	12,892
	2 林業費	17,821
	3 水産業費	12,406
7 商工費		150,690
	1 商工費	150,690
8 土木費		235,554
	1 土木管理費	14,063
	2 道路橋りょう費	42,718
	3 河川費	3,697
	4 港湾費	106,788
	5 下水道費	33,542
	6 住宅費	8,975
	7 空港費	25,771
9 消防費		38,750
	1 消防費	38,750

款	項	金額
10 教 育 費		345,029
	1 教 育 総 務 費	124,910
	2 小 学 校 費	123,130
	3 中 学 校 費	17,554
	4 幼 稚 園 費	29,575
	5 社 会 教 育 費	21,939
	6 保 健 体 育 費	27,921
12 公 債 費		128,087
	1 公 債 費	128,087
13 諸 支 出 金		3,854
	2 公 営 企 業 費	3,854
14 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出	合 計	1,754,618

第2表 債 務 負 担 行 為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
座間味村リサイクルセンター整備事業	令和3年度～令和4年度	320,000
阿嘉小中学校校舎改築工事	令和3年度～令和4年度	269,804

第3表 地 方 債

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
臨時財政対策債	25,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行による。	年6%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	償還期間は、措置 期間を含め30年以 内とする。償還方 法は、元利均等、 元金均等等によ る。 ただし、財政の都 合により、措置期 間中であっても繰 上償還、償還年限 を変更し、又は借 り換えることがで きる。
過疎対策債 (リサイクルセンター整備事業)	61,400	(借入時期) 令和3年度。		
過疎対策債 (阿嘉小中学校校舎改築)	63,300	(ただし、事業 その他の都合に より、その一部 又は全部を後年 度に繰り延べて 起債することが できる)		
過疎対策債 (過疎地域自立促進特別事業基金積立)	30,000			
計	179,700			

議案第17号

令和3年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和3年3月9日提出

座間味村長 宮里 哲

令和3年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算

令和3年度座間味村国民健康保険事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ192,996千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

令和3年3月9日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

（単位：千円）

款	項	金額
1 国民健康保険税		33,859
	1 国民健康保険税	33,859
3 使用料及び手数料		40
	2 手数料	40
4 国庫支出金		1
	2 国庫補助金	1
7 県支出金		140,301
	1 県補助金	140,301
10 繰入金		18,748
	1 一般会計繰入金	18,748



款	項	金額
11 繰越金		1
	1 繰越金	1
12 諸収入		46
	1 延滞金及び過料	44
	2 預金利子	1
	4 雑入	1
歳入合計		192,996

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		9,154
	1 総務管理費	9,126
	2 徴税費	6
	3 運営協議会費	22
2 保険給付金		128,565
	1 療養諸費	107,236
	2 高額療養費	20,898
	3 出産育児諸費	421
	4 葬祭諸費	10
3 国民健康保険事業納付金		53,029
	1 医療給付費分	38,851
	2 後期高齢者支援金等分	10,229
	3 介護納付金分	3,949
5 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
6 保健事業費		2,187
	1 特定健康診査等事業費	1,924
	2 保健事業費	263
9 諸支出金		50
	1 償還金及び還付加算金	50
10 予備費		10
	1 予備費	10
歳出合計		192,996

議案第18号

令和3年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求めらる。

令和3年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算

令和3年度座間味村後期高齢者医療特別会計の予算は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,080千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

（単位：千円）

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		4,104
	1 後期高齢者医療保険料	4,104
2 使用料及び手数料		1
	1 手 数 料	1
4 繰 入 金		2,972
	1 一般会計繰入金	2,972
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		2
	2 償還金及び還付加算金	1
	3 預 金 利 子	1
歳 入	合 計	7,080

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		208
	1 総 務 管 理 費	208
2 後期高齢者医療広域連合納付金		6,856
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	6,856
3 諸 支 出 金		6
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	6
4 予 備 費		10
	1 予 備 費	10
歳 出 合 計		7,080

議案第19号

令和3年度座間味村航路事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和3年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度座間味村航路事業特別会計予算

令和3年度座間味村航路事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ702,402千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 収 入		692,701
	1 運 航 収 入	685,100
	2 営 業 収 益	7,599
	3 営 業 外 収 益	2
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 基 金 繰 入 金		9,700
	1 基 金 繰 入 金	9,700
歳 入 合 計		702,402

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 運 航 費 用		434,843
	1 旅 客 費	2,880
	2 自 動 車 航 送 取 扱 費	366
	3 貨 物 費	407
	5 燃 料 潤 滑 油 費	168,463
	6 養 缶 水 費	1,620
	7 港 費	3,420
	8 雑 費	1,503
	9 船 費	256,184
2 営 業 費 用		170,614
	1 保 險 料	7,011
	3 船 舶 備 船 料	67,073
	4 航 路 付 属 施 設 費	4,536
	5 店 費	91,994
4 事 業 税 費		30,000
	1 営 業 外 費 用	30,000

款	項	金額
5 公 債 費		64,945
	1 公 債 費	64,945
6 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
8 諸 支 出 金		0
	1 繰 出 金	0
歳 出 合 計		702,402

議案第20号

令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和3年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計予算

令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ187,559千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和3年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 簡易水道事業収入		27,075
	1 営業収入	27,075
2 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
3 繰入金		58,880
	1 繰入金	58,880
4 国庫支出金		62,000
	1 国庫補助金	62,000
5 県支出金		1
	1 県補助金	1
6 諸収入		1
	1 雑収入	1
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 村債		39,600
	1 村債	39,600
歳入合計		187,559

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 簡易水道事業費		144,883
	1 営業費	144,883
2 公債費		42,676
	1 公債費	42,676
3 予備費		0
	1 予備費	0
歳出合計		187,559

第2表 地 方 債

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公営企業債（簡水）	15,500	（借入方法） 証書借入又は証券発行による。	年6%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	償還期間は、措置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰上償還、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
過疎対策債（簡水）	15,500	（借入時期） 令和3年度。		
公営企業会計適用債	8,600	（ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる）		
計	39,600			

議案第21号

令和3年度座間味村下水道事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和3年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度座間味村下水道事業特別会計予算

令和3年度座間味村下水道事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ93,457千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1
	1 分担金及び負担金	1
2 下水道収入		9,913
	1 下水道収入	9,913
3 国庫支出金		25,200
	1 国庫補助金	25,200
4 繰入金		33,542
	1 繰入金	33,542
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 村債		24,800
	1 村債	24,800
歳入合計		93,457

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 下水道事業費		70,996
	1 下水道事業費	70,996
2 公債費		22,461
	1 公債費	22,461
3 予備費		0
	1 予備費	0
歳出合計		93,457



第2表 地 方 債

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業債	8,400	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。	年6%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、措置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰上償還、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
辺地対策事業債	8,400	(借入時期) 令和3年度。		
公営企業会計適用債	8,000	(ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる)		
計	24,800			

議案第22号

令和3年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和3年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算

令和3年度座間味村漁業集落排水事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,628千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和3年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1
	1 分担金及び負担金	1
2 事業収入		3,751
	1 下水道収入	3,751
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		1
	1 県補助金	1
5 繰入金		8,473
	1 繰入金	8,473
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 村債		2,400
	1 村債	2,400
歳入合計		14,628

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 漁業集落排水事業費		10,394
	1 漁業集落排水事業費	10,394
2 公債費		4,233
	1 公債費	4,233
3 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		14,628

第2表 地 方 債

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公営企業会計適用債	2,400	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。  (借入時期) 令和3年度。 (ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる)	年6%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、措置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰上償還、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
計	2,400			

議案第23号

令和3年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和3年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算

令和3年度座間味村農業集落排水事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,717千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和3年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1
	1 分担金及び負担金	1
2 事業収入		670
	1 下水道収入	670
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		1
	1 県補助金	1
5 繰入金		2,943
	1 繰入金	2,943
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 村債		2,100
	1 村債	2,100
歳入合計		5,717

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 農業集落排水事業費		5,009
	1 農業集落排水事業費	5,009
2 公債費		708
	1 公債費	708
歳出合計		5,717

第2表 地 方 債

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公営企業会計適用債	2,100	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。  (借入時期) 令和3年度。 (ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる)	年6%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、措置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰上償還、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
計	2,100			

議案第24号

座間味村職員定数条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村職員定数条例（昭和47年5月20日条例第10号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和3年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

海事職休暇及び年休時の対応職員として会計年度任用職員を採用しているが、全国的に不足する海事職の引合いにより今後欠員が生じる恐れがある。

会計年度任用職員の採用枠を本務職として採用することで身分を保証し、通年安定した運航体制を図るため職員定数を増員する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

条例第5号

座間味村職員定数条例の一部を改正する条例

座間味村職員定数条例（昭和47年5月20日条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中その他の職員「18」（海事職）を「22」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

これで提出議案の説明を終わります。

日程第3. 議案第11号 座間味村宮駐車場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

今日もよろしくお願いいたします。この場所は、もともと職員住宅があった浜屋荘の跡地だと思うんですが、それでよろしいでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。ただいまの御質疑ですが、元浜屋荘の跡地となっております。そのとおりでございます。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

この場所はというか、ちょっと前に、今漁協の施設が老朽化もしていて、今後、漁協の施設の見直しも考える時期が近々来ると思うのですが、そういったときにこの場所がもし漁協の施設の建築場所として適している場所だとしたら、その辺の対応等は可能なかどうかをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

本有地は、今、村有地となっております。駐車場についての契約については1年間単位の許可、申請をいただいて許可となっております。またそういった話を跡地に建物ということがあれば、利用者の方の御意見も聞きながら、調整して進めていくことになると考えております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

もしそのような要望があり、そのようなことが村にとっていい方向でしたら、ぜひ考えていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これは今、譲治議員からもあったように浜屋荘の跡地ということですがけれども、そこには一応、今見ると車が何台か止まってはいるんですけれども、荒地、要するに工事して撤去した後の、そのままのところに

今止めているんですけども、もちろん契約もまだしていませんけれども、ある程度、アスファルトみたいなものを敷いて、それから線を引いて何台止めるという。何台ぐらい契約しようという、その目的もあるんですか、その辺をお聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

今、本駐車場については、隣接する青のゆんたく館の工事関係者の方を無償で、港内に止めると非常に煩雑になるということで、今、駐車を許可しているところでございます。一応、使用に当たっては、今使っている166-1です。もと二・ざまみがあった場所が、たしか4台か5台止められていたと思います。まずその分を確保して、また出入り等を確認して拡充できるようであれば台数は増やしていこうかなと思っています。現在、移設前の台数の分についてはしっかり確保して、余裕があれば増やして申請受付したいなと考えております。それと併せまして、整備については、やはり予算の中から賄っていきたいと思います。現状の状況を確認して、まず敷地を定めて、それからいただいた駐車場料金をもって整備、コンクリートなりアスファルト等ができればと考えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 座間味村営駐車場条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第11号 座間味村営駐車場条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第12号 座間味村使用料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これは全協でも少し聞いたんですけど、確かにこれから先、電気自動車は増えてくると思います。役場の後ろにももちろん電気の充電が設置されているんですけど、ここは皆さんの公用車も含め、結構いろいろと、そんなに敷地的には広々としているところではなくて、万が一事故が起こったりもしないかなという懸念もあります。充電箇所がそこしかないというのと、全協でもお話ししましたが、今、港にある充電施設の

活用も含め、それからついでにですけれども、以前、我々座間味村、久米島町が無償の電気バスをいただいたはずですが、極端に言うで一晩充電して、翌日1回動かしたら既にバッテリーが上がるというようなこともあったんですけれども、これも含めて、もちろん庁舎の電気の使用、それから港にある電気、それからこのバス、皆さんこのバスをどう処理されたのか。いつの間にかそのバスもなくなっているんですけれども、その辺も含めて関連性でちょっとお話していただけますか、よろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの御確認ですが、役場庁舎内に設置している充電器につきましては、やはり場所も狭いということもありますが、使用の開始に当たっては安全の確保をもってしっかりと利用者に事故のないように使わせていただこうと考えております。また、港につきましては、港湾用地に立っているということで、また港湾用地内で料金の徴収になりますと、県のほうとの調整も必要になってきますので、こちらのほうをしっかりと調整して、今後のまた展開、ちょっと調整時間がかかると思いますが、見て展開を図ってまいりたいと思います。また、電気自動車につきましては、所管課のほうから回答させていただきます。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

電気バスの件につきましては、あれは沖縄県がもともと沖縄本島のほうで実証実験のためにやった、実証実験が終わった後に無償で提供するというので、座間味村と久米島町が手を挙げさせていただいて、県から譲渡させていただきました。しかしながら、修繕に関して、充電式のバッテリーが海外製であるものですから、修繕に物すごい金がかかるということで、譲渡を受けて、沖縄県との契約でたった年数が、詳細はちょっと忘れましたが、年数があったので、その期間は座間味村に置かさせていただいて、その後はまた沖縄県と話し合いを持って、手続をとって、現在は廃車しております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

じゃあ、これは県も納得の上でバスを廃車、いわば引き取るという形の処理の仕方をしたということですね。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

喜文議員がおっしゃるとおり、沖縄県と手続を取った後で廃車しております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。



これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 座間味村使用料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第12号 座間味村使用料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第13号 座間味村船舶運航事業条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これは提案理由からすると、9月議会に議案第51号で提出された議案の金額に誤りがあったということで料金改正すると。次のページ、改正後の案として、右側の表と左側の表を比べますと、まず旅客船の泊～座間味・阿嘉間の4,100円と4,090円。そして下の1,250円と1,260円、そして一番下の5,470円と5,440円、この3つが金額的に相違があるわけですがけれども、その修正としての条例案の提出ですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

御指摘のとおりでございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

ごめんなさい、もう一つ、5つありましたね。上の段の3,690円と3,660円、旅客運賃。これはどうしてそういう誤差が生じて、またやり直しという形になったのか。そこまで説明をお願いしますか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

消費税の改定するときになんですが、まずもともとの消費税が8%でして、もともとの旅客運賃からまず8%を掛けた税込みの価格でしたので、そこから一旦税抜き、もともと8%を減額した後に10%を掛けて算出したところですね、小数点端数が出てくるものですから、その切り上げ、切り捨ての問題で計算の仕方がうちの算定の仕方と、総合事務局から最終的に認可が下りるときに、その小数点、うちの場合計算で四捨五入していたものですから、その辺は四捨五入ではなく切捨てだよということで指摘を受けて、こういった誤差が起きてしまっています。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平讓治議員。

○ 1 番（宮平讓治議員）

この料金の訂正が行われていますが、この条例は平成26年4月1日から施行するとありますが、これまで精算が終わっている、支払いが終わっているものに関して、過去にさかのぼって何らかの作業が必要となるのかどうか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

休憩でよろしいですか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩  
再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

宮城讓治議員の質疑は取下げで……。

1 番 宮平讓治議員。

○ 1 番（宮平讓治議員）

取り下げます。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 座間味村船舶運航事業条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第13号 座間味村船舶運航事業条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第14号 座間味村議会議員及び座間味村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2 番（宮平喜文議員）

これは私たちに関わることで、あんまり皆さん聞きたがらないと思いますけれども、ただ、新たに導入されるのが、要するに我々町村議員も今度から供託金が15万円発生するという、導入についてのことですけれども、それでいいわけですね。それを一応確認します。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

そのとおりでございます。今回から施行によって議員の皆様にも供託金が生じるとなっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

その際に、これは改選するときには、大体我々の、座間味村の村議の時期は結構大がかりな市町村が大体かぶります。そうすると、裁判所は供託金をするときに相当殺到するんじゃないかなというような懸念もされますし、我々離島から出て行って、これから立つ人がこれをやるときに大変なあれがあるなということは一応今感じていますけれども、でも決まった以上はそれをやらないといかんということでもありますから、我々議員の皆さん、よく心得ていただきたいというふうに、私もそれを今感じている次第でございます。一応、そういうことで、中身に関してはあんまり自分たちもちょっと聞きづらいところもたくさんありますから、それぐらいにしておきますけれども、いずれにしろ、改選のときは大多数の市町村が改選時期が一緒になっていますから殺到することがあると思いますので注意していきましょう。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 座間味村議会議員及び座間味村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第14号 座間味村議会議員及び座間味村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第15号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第15号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

## ○ 議長(中村秀克)

再開します。

日程第8. 議案第16号 令和3年度座間味村一般会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。項目が多いですから、歳入、歳出に分けて行いたいと思いますのでよろしくお願ひします。歳入のほうから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

## ○ 2番(宮平喜文議員)

歳入のほうからお聞きします。昨日の一般質問の中でも同僚議員の譲治議員、勇議員が例の定住促進住宅の件でいろいろ質疑、物議を醸していましたが、私も昨日聞いていて、当然この件は我が島でも、「何でよ、家もあるのに」「何でよ、40過ぎているのに」とかいろんな話。ここ一、二週間、話は変ですけど、村長選とこの話ばかりが私の家によくもちかかって来たり、船乗っているときにもこの話がよく相談に上がります。

皆さんは、審査規定の中に公共料金の未納者とか、そういう話がよく聞かれます。それから施政方針の中にも、やっぱり住民を定住させる。児童生徒を増やす、あるは減らさない、そういったいろんな観点からすると、私なりに思うと、昨日、漁師の話も聞いて、例えばですよ、前の古座間味の施設の応募のときにもあったんですけど、公共料金が一、二か月遅れたせいでその時点で蹴られたとか、悪質であればいいんですけども、私が思うには、例えば国民健康保険料、賦課徴収が終わるのが4月、5月、支払いが始まるのが6月ぐらいからとなると、後半の4期、5期、6期、7期というのは毎月出るんですよ。このコロナの中で毎月国保税、例えば固定資産税みたいに二、三か月に一遍ならまだしも分かるんですけど、国民健康保険料というのは極端に言えば、年の後半は毎月これを払っていかないといけないという現状なんですね。これが半年遅れているとか1年遅れているということであれば、それは滞納者として扱うべきであるんですけども、一、二か月遅れのものに対して、滞納者だから該当しないとかなになると、私は今後この島でこうしたら、もう住んでいけないということ流出者も出るんじゃないかなと。ですから、いろいろ施政方針とか児童生徒の観点とかいろんな面からすると、逆に村のほうがそういうことを指導しながら、一、二か月遅れならということで、年度末までにちゃんと納めてくれるのであれば、そういうことは私は見てもいいんじゃないかなと思うんですけど。たまたま歳入のその中で、定住促進が252万円ある。そういうことから含めて、もう少しその辺を多めに見るといったら変な言い方ですけども、昔みたいに、以前に大手のホテルとか悪質で1年も2年も滞納しているというのであればそうですけども、さっきからいつている国保税などは、私も国保税を払っていますけれども、はっきり言って7期分は二、三日前に払いました。延滞金が100円つ

きました。これもですね、私はたえず税のことを皆さんにいつも突っ込んでいますから、当然悪いと思っ  
ているんですが、お金がないんですね、もう。これは例えば私の話をしていますけれども、こういうことで一  
二か月遅れたから該当しないという話もちよこちょこ聞くんですよ。そういうことがあってはいけないん  
じゃないかなと思うんですけれども、その辺のことから含めると非常に矛盾しているんじゃないのかなと、  
昨日の一般質問を聞いて思ったんですけど、その辺の考え方は皆さんどうですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

全然矛盾していないと思っております。ただ、今回の家だけではなくて、例えばコロナの協力金に関し  
てもですね、税を滞納している人としていない人の差はつけております。それは致し方ない部分があり  
ますが、ただ、申込みの時点でそれが分かっていたら、申込期間中に支払いをしっかりといただいて、そ  
の上で申込みをしていただく。そうすれば、滞納者とはなりませんし、私たちとしてもそういった配慮  
はさせていただいているところです。一方で、議会の中ではしっかりと税は徴収しろと、使用料はどうな  
っているんだという話も、お叱りを受けている部分もございますので、そういったところを含めて、公  
平、公正に私たちは仕事をしないといけないというふうに思っておりますが、見えないところでは滞  
納者を減らすように、各徴収担当がしっかりと対応をしているということは、ぜひ御理解をいた  
だきたいと思っております。その上で、いろいろな各種取組をさせていただいているということも  
含めて御理解いただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

今、村長が言っていることもよく分かります。当然、私もそういう仕事に携わったこともありますし、  
県にいったこともありますけれども、要は、私が言いたいのは、払うべきものは当然払いますよ。払  
わなければいけないです。要するに村民として、そのぐらい、今村長がおっしゃっているように、  
そのぐらい理解ができていますかどうか。あるいはそういう面からすると、こういうところをもう少  
し、例えばもちろん分納誓約があるとか、そういうことも含めてもう少し分かりやすく教えてい  
ただければ、もっとそういうところの道が開けて、住宅もそういう面では公平かつ平等にいける  
んじゃないかという視点から話しているので、もちろん言い方の問題もありますけれども、ただ、  
座間味村がこれだけ、今、児童生徒も少なくなっている中で、住宅が困窮している中で、や  
っぱりそういう面で何か救う方法を少しアドバイスしたり、そういうことを含めての言い方  
であるんですけれども、また言葉にあんまり、ちょっと勘違いしている点もあるかもしれ  
ませんが、そういうことを含めて非常にそういうことを含めると、もう少し、もちろん我々も  
そんなんですけれども、我々も一般住民と話をするときにはそういう制度があるよ、そういう  
ことがあるよということも含めてお話ししながら、できるだけ島から転出者を出さない、あ  
るいは住宅難で家がないからというようなことをできるだけ言わせないようにしてやりた  
いという方向を、お互いにそういうことをもう少し協議して、あるいは住民に分かりやす  
いようなことが必要じゃないかということで申し上げていることであって、そういうこと  
から含めて、ちょっとそれを歳入の件だったものですから、それを申し述べた次第でござ  
います。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

やはり、大前提としては公正、公平な税負担、そして徴収されているのかされていないのかというの

逆に言うとしっかりとされている方々からするとという視点もございます。そういったところは大前提として御理解いただきたい。その中で各担当、使用料、あるいは税、特に国保などでもそうです。分納制度もちゃんとさせていただいております。そういったところも含めて、私たち職員も頑張っているとは思いますが、今の御指摘もございましたので、そういった周知が足りない部分があったら、また私たちとしてもしっかりと各職員が一丸となって村民の皆さんに寄り添った行政運営をしていきたいというふうに思っておりますので、逆に議員の先生方にもお願いしたいのは、まずは役場に相談してみたらどうだというようなことも相談に来たときには言っただいて、その中で、窓口で私たち職員が、あるいは私たち行政ができる範囲でしっかりとサポートをしていく、そういう体制を構築してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。お互いにそういう面を含めて頑張っていきましょう。ありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これはいつも議会のたびに私言っているんですけど、昨日、皆さん市町村課の資料が配られました。マイナンバー、本村は第4位か5位ぐらいだったんですね。見たんですけども、このマイナンバー、前回の議会でもお話ししましたが、途中で持ってくるかなと思って持ってこなかったんですけど、これの周知が、今後、もちろん皆さんよく国会でもいろいろ聞いているけど、マイナンバーと保険証を一緒にするとか、あるいは下手すれば預金も一緒になるとか、いろんな話で今騒がれています。マイナンバーの周知徹底、これがなかなか伸びて、本村だけじゃないですけども、全国的にも、全県的にもそうではあるんですけど、このマイナンバーの周知、増やす方法というのは何か取り組んでいますか。ちょっとこれは歳入の中でも個人カードとかいろんなものが出てきていますけれども、それからの関連性を含めて今聞いていますけれども、このマイナンバーを増やす方法、私は以前につくって今回更新もしましたけれども、職員、あるいは議員もどうか知らないんですけども、皆さんマイナンバーを持っていますか。その辺を含めてお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

マイナンバーの周知につきましては、これまで各広報紙等に載せさせていただきました。また個別に村の職員については上のほうから朝礼等で実際につくった人ということで、確認を取ってですね、早めの申請ということで職場内は取り組んでおります。また高齢者につきましては身分証にもなるということで、うちの包括、また憩いの広場等を通じて参加者のほうに、こういったメリット、身分証明書になりますよということもあって、県内では我々はまだ上位のほうの普及率になっているかなと思います。最近、まだつくられていない方、各御家庭に、また追加でつくりますという白い通知が届いたと思います。これについても、多々私のほうにも問合せをいただいておりますので、そういった方に対してはこういったメリットがありますということをお話をさせていただいているところでもあります。いずれにしても、全国的に周知、普及率が低いということを知っておりまして、今後、デジタル法も進んでおりますので、いずれは必要に不可欠なカードになるのではないかと考えておりますので、我々としては周知のほうには広報、またホームページ、また防災無線もございますので、そういったタイミングを見ながら周知のほうを図らせていただきます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

今、総務課長がおっしゃるように、確かにマイナンバーをつくるのは、お年寄りからすると大変だと思います。写真を持ってきたり、いろいろ書いたり、暗証番号を決めたりとか、確かに面倒であるんですけども、ただ、国の指針としてはこれが預金も保険証にも代わるんだとか、いろんな方向性が出てきていますから、どうかこうにかこれも村民が早めに行えるような施策を講じてください。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは歳出について質疑をお願いします。質疑する場合は、歳出は多いですので、ページを言ってから質疑をお願いします。6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

39ページの19扶助費の中の真ん中あたりに知的障害者、生活介護費375万円、予定人数を聞きたいです。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

現在、1名の方が対象となっております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

1名でこの375万円という費用ですけれども、これは単なる生活費と考えてよろしいですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

御本人は入所しております、その入所に係る費用となっております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。ありがとうございます。

52ページ、区分12委託料、一括の海域安全事業委託、前年が1,920万円、その前が2,100万円、今年度が2,400万円予定しているんですけども、これはどんな感じで数字予定を出しているのか伺います。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

昨年度と金額が、昨年度より増額させてもらっていますが、まず基本的な積算につきましては、人件費等、何の昨年と変動がありません。唯一変わっている点がちょっと配置の人数がその海域の請負業者がきつというので、人数の配置と、また日数の増加を行おうということで、その辺で金額の増額となっております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

実際これは年中じゃなくて、半年ぐらいという感じが、月にすると結構大きな金額になっているんですけど、その中でライフセーバー、スタッフの方々には請け負う方が給料を決めると思うんですけども、その内容というのは把握していますか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

ここに関しては、金額は細かいことまでは把握していませんが、やはり資格とか履歴によって金額は違うというふうには伺っております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

そうしたら、そのライフセーバーのスタッフ個人個人が妥当な金額でこれをアルバイト、もしくは仕事として受けているかというのは分からない状況なんですよ。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

その会社の従業員のことに 대해서는、私たちのほうもコメントを差し控えていただきたいと思います。が、やはりあくまでも個人がその会社で働いている、自分の意思で働いていると思いますので、その辺には納得してそこで働いているのかなと思われま。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

今の件に関して再度お聞きします。今、課長は要するに人員の配置等から応じて増額しているというような答弁がありました。ということは、これはもう要するにプロポーザル、入札してじゃなくて、委託業者ももう決まったという前提で事を進めているんですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

今のお話は、今年度の事業が完了した後のヒアリングでそういうふうには伺っていますので予算措置させていただいております。今後、この議会で予算可決後に事前準備として公募して、その中から多数ありましたらプロポーザル方式で業者を選定したいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。



○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。去年も水難事故もありましたので、この辺の検証も含めて立派なプロポーザルをやっていたかどうかをお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

54ページ、区分の14工事請負費、村道の舗装ですね、先ほど資料をいただいているんですけども、どうも老眼がひどくて細かいところが見られないので、課長、説明をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

これは今、54ページの予算の説明ということでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

先ほどいただいた資料ですね、どこを、具体的にどのスージ道ですというふうに聞きたいんですけども。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

まずお配りしています、お手元の資料ですが、青い色の平成30年度の、ちょっと字が見えづらいと思いますが、座間味阿佐線の防護柵ということで、柵が壊れているところを修繕させていただいております。阿真線の歩道整備ということで、集落内の新しい定住促進住宅等の道路の整備、その下に集落内の道路補修ということで、これは座間味区の中の舗装されていない、集落内の道路のビーチコーラルを入れて、穴を埋めております。今度は令和元年度、緑色になりますが、図の上のほうですね、R元年度避難道ののり面補修ということで、阿佐の避難道ののり面の修繕を行っております。また、多分清志議員が一番見えづらいのは真ん中の緑なんです、阿佐線の防護柵、これも追加で修繕を行っております。また下のほうに集落道の修繕ということで、清志議員の自宅のほうの舗装、あそこを行っております。あそここちらのサンゴ、コミネの前のほうにヒデヤスさんのところの自宅です。その辺を舗装させていただいております。令和2年度ですが、昨年梅雨時期に民宿高月の前のほうで土砂の氾濫が何回か行われて、あれは結局高月山のほうの側溝の詰まりで土砂が氾濫して、その土砂の除去、掃除をさせていただいております。次のページが阿嘉のほう、阿嘉のほうは平成30年度が後原線の舗装修繕を行って、また阿嘉慶留間線の区画線の引き直しを行っております。令和元年度におきましても阿嘉橋の関連がほぼ行っております。これにつきましては、昨年度は県道移管のために沖縄県と協議して、県道に移管するための修繕をしてほしいということで御指摘を受けたところ修繕させてもらっています。令和2年度につきましては、学校前のほうで排水の詰まり等がありましたので、その辺を修繕させていただいて、越原線の最後のほうのスロープの設置をさせていただいております。

今後も議会、全協でもお話をさせていただきましたが、管路工事があってアスファルト舗装がありますので、極力お金を使わないような感じで、余ったもので舗装できる箇所を随時舗装していこうと考えておりますが、やはり必要なところは必要なところで予算を措置して修繕していきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

御丁寧にありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

じゃあ、51ページ、これは毎年聞いてはいるんですけども、商工総務費の負担金のところで商工会補助金から一括の座間味村観光受入拠点事業とがんばる観光支援事業、1,860万7,000円と1,090万円、これの積み上げ内訳。確かに去年はコロナでサバニ、ヨット、いろんなイベント等がほとんど中止になって、今年はあるものだというので計上していると思うんですが、これの積み上げ、どれが幾ら、どれが幾らということ、私たちがよくこれ聞かれます。それがもしお分かりであれば教えていただけないですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

まず、座間味村観光受入拠点事業につきましては、これは観光協会の人件費となっております。その下の一括のがんばる観光支援事業、これは各種イベントですが、各種イベントの補助金となっております。詳細につきましては、ケラマブルーカップが465万円、サバニレースが200万円、ヨットレースが80万円、座間味島まつり150万円、ファンの感謝月間60万円、ホエールウォッチングフェスタ100万円であります。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

すみません、全協のときにちょっと聞きそびれた部分ですけども、54ページ、区分14、一番下ですね、工事請負費の阿嘉地区観光道路整備工事、たしか元年度に6,200万円組まれていて、環境省のケラマトカゲですか、その影響で、それが調査の影響で延びたんですけども、まず1点目、この6,200万円がなぜ3,500万円になったのかということと、あともし環境省のトカゲの件、情報があればちょっと伺いたいです。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

基本的に道路の計画の中で、水辺がありまして、そこを舗装する予定だったんですが、それが環境省から

の御指摘、ケラマトカゲが一番生息しやすい環境、水辺がですね。そこは触らないでほしいということで、基本的にはそこは全然触らずに、基本的にまた自然を残そうというふうに計画を変えてやったため、金額が大分変わっております。ケラマトカゲモドキの情報も、私たちが細かいことは聞いていないので答えかねますが、今後また工事中にもし出たら、環境省からの指摘で一旦工事をストップして、そのケラマトカゲモドキを移動させてまた工事を行うとかですね、そうやって事業をストップせざるを得ないときも出てくる状況も、可能性もあります。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

62ページお願いします。10款教育費の中の工事請負費、昨日から教育課長は何もしゃべっていませんので、私のほうから一つお聞きしたいと思います。工事請負費の中で（一括）座間味村戦跡及び戦跡記念碑等環境整備の中で2,600万円余りの予算が計上されているんですが、今回これほどこの予算ですか、分かれば教えてください。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

これはですね、座間味島の整備を予定しております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

ですよね。ですから、去年の予算を見ますと2,300万円余りが慶留間島が完了したと思います。これはまた新たな、座間味島は既に終わっていたと思いますけれども、そういうことではないんですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

これはですね、座間味島は確かにおとし整備しております、今回2,000万円余り計上しているのは、そのほかに看板設置、そしてその周辺の整備を予定しております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

ちょっと予算を見てもですね、その予算がずっと組まれているものですかということで、分からなかったものですかから質疑をしました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平讓治議員。

○ 1番（宮平讓治議員）

52ページの下の方の備品購入費のほうで、ビジターセンター備品代金165万円と組まれているんで

すが、その内容をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

この予算でございますが、今度できます青のゆくる館の備品となっております、流し台とか、あとそれに関わるキッチンの備品となっております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平讓治議員。

○ 1番（宮平讓治議員）

この施設自体は環境省の予算で建設していると思うんですが、中身に係る予算は村で考えるということなのででしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

阿嘉島のさんごゆんたく館もそうなんですけれども、施設の建設は環境省でしていただきました。その後、運営に関しましては環境省、座間味村、座間味村観光協会、これは最初から決まっているわけではなくて、完成間近になったときに協議会を開いて3者でやっていこうということで運営費を出し合っているところがございます。座間味島の完成間近の青のゆくる館に関しましても、これまでの協議の中で環境省と座間味村と、観光協会が中で運営をするというのが決まったものですから、環境省の応募に対して座間味村観光協会が手を挙げまして、そこが運営をしていくということが決まったものですから、座間味村、環境省、座間味村観光協会が運営をすることが決まっております。その中から多少なりとも予算が出て運営費を出していくわけですが、この協議の中で、その中の厨房機器に関しては座間味村のほうで持ちますということの協議がありましたので、今回の予算措置となっているところでございます。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平讓治議員。

○ 1番（宮平讓治議員）

この同じページの上のほうに、冷蔵庫のリース代が組まれておりますが、その観光協会が運営主体として入って、どのような形で何をするかというのはある程度決まった上でのこういう備品が決まってくるのかなのか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

その施設の中にキッチンがありますので、キッチンで最低限必要なものを用意させていただいております。しかしながら、今、観光協会というお話、今の管理者がたまたま公募して観光協会になっただけなんです、今後また、何年後かに公募が出るとお思いますので、そこの業者が変わっても、この厨房施設は使えるようにということで村のほうに置かせていただいているのは御理解いただきたいとお思います。観光協会じゃなくて、その施設のキッチンはどこが管理者になっても使えるような体制を整えたいということで村で用意させていただきますので、御理解いただきたいとお思います。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平讓治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

分かりました。

次の53ページでビジターセンター運営協議会負担金285万5,000円組まれておりますが、これはどちらの。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

これは阿嘉島の運営協議会の負担金となっております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

すみません、この中が、まだちょっと。青のゆくる館の予算もどこかにありますか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

まだ青のゆくる館の予算は入っておりません。青のゆくる館とさんごゆんたく館では仕組みが違っていて、青のゆくる館に関しては管理者が独立採算を目指すような運営主体となっております。さんごゆんたく館に関しては3者で負担金を出して事業を行っているんですが、青のゆくる館に関しては、そういった施設を提供して、自分たちで収益事業を上げてそこを賄う。唯一違うのは光熱水費とかそういったランニングコストに関しては環境省が負担するとなっておりますが、それ以外の運営に係るものは観光協会、管理者が全て独立採算で行うという形になっておりますので、今のところ負担金とかは発生しない予定となっております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

今回、完成間近の施設に関しては、最初に備品購入だったりそういうので村の負担は出るが、今後このような、さんごゆんたく館のような年間を通して負担金的なものは発生しないと。あともう一つ、そこで収入源ということは、村には入ってこないということですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

まず収入減に関しては村が入ってこない、要は観光協会の運営費になります。先ほどの負担金など、基本的には負担金が生じない。今現在のところは、ですから、もし万が一、その経営主体が悪かったときには今後新しくまた、その青のゆくる館の運営協議会というのを民間の方も交えて行って、どういうふう運営するか、また方針をいろいろ決めていくんですが、その中で必要になったときに、もし予算が必要になったときにはそれはお互い観光協会、環境省、村で協議して予算を措置するか、それも独立採算でやるかというのは調整が必要となってきますので、一概にもずっと生じないというのはちょっと断言はできないところであります。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

先ほどの一括交付金のほうで年間約2,000万円の観光協会に対しては予算を村が用意して、一括交付金を充てています。今後、この施設を利用してしっかりと観光協会が自主財源の確保も含めて、しっかりと事業が成り立てば、この2,000万円という村の負担も今後は一括交付金も終わることですので、しっかりと観光協会が自立できるような環境が整うことを期待したいと思っていますのでよろしくお祈いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

先日の村長の施政方針でもありましたように、私たちも、今後やはり一括交付金というのは消えて、観光協会の自立支援には次年度から力を入れていきたいと思ひます。やはりその中で観光協会と村といろいろ議論しながら課題等を出し合って、その解決策に向けていろいろ話をしながら、こちらも村としても観光協会の自立を促せるような体制を取ってきたいと思ひます。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

55から56ページにかけてですが、委託で座間味村観光イベント施設整備事業、これは委託であれですから、次のページの工事請負費で9,767万円、これは何を造ろうとしているんですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

ステージの予算なんですが、これは2年継続の事業を行っています。2年目につきましては、鉄骨、要はステージの上の、屋根ですね、その設置がほとんどとなっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

66ページをお願いします。教育費の中の学校建設費、その中で阿嘉小中学校校舎改築工事請負費が7,800万円、その前に、19ページにあります沖縄振興公共投資交付金1,700万円の中でこの7,800万円、30%の形で工事を行うとかという話だったんですが、詳しく分かれば教えてください。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

この7,800万円の件ですけれども、今年度事業費が100とした場合に30%の事業を行います。そして次年度にまたがってあとの70%を工事するという仕組みになっております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

じゃあ、この30%というのは、およそどのぐらいの形までの工事が進められるのか。言わばですね、私が言いたいのはやっぱり子供たちが教育するための大事な施設でありますので、早めの校舎建築ができることで、そういうふうに使っていますので、30%というのはどれぐらいまで、何ができるのか教えてください。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

30%、これは予算額のお話でありまして、契約は一発でやります。そのために債務負担行為を起しております。ですので、今年度中、秋以降に契約をし、継続事業というふうになっております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

分かりました。早めの建築ができますようによろしくお願いします。終わります。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

63ページの真ん中あたり、区分の10需用費で修繕費500万円余り、全協でも何ったんですけれども、浜屋荘の雨戸とかその他あると思いますけれども、結構な金額なので、課長とも直接話したんですけれども、雨戸だけで恐らく500万円はかからないと思います。想定のお話なんですけれどもね。ちょっと話はずれなんですけれども、こういう雨戸もそうなんですけれども、教員住宅を利用されている教員の方々に不具合等のヒアリングを行ったことがあるんですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

まず、500万5,000円の件から御説明します。450万円の雨戸の修繕の見積りをいただいております。ほか50万5,000円に関しましてはこれから修繕等が発生するだろうということで500万5,000円を組んでおります。それからヒアリングに関しましては、何か不具合等がありましたら学校から電話があります。それで当初予算を準備する場合も学校には不具合の箇所を提出するようお願いしております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。ありがとうございます。この雨戸のほう450万円、何か所か相見積りを取って安いほうでぜひ検討していただければと思いますのでお願いします。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

65ページです。教育振興のほうですね、GIGAスクールサポートのほう、どういう形でこのスクール

はやられるんですか。ちょっと教えていただけますか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

これは今年度からスタートしておりますG I G Aスクールサポーター委託費というのは、パソコンの使い方を先生方に教えたり、子供たちに教えるために専門の業者と委託契約を結ぶということで計画をしております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

パソコンを1人当たり、1個ずつ与えて、それをスクールするということですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

パソコンを児童生徒1人1台ずつは今年度事業、令和2年度事業で完了しております。スクールサポートも今年度後半からスタートしております。その継続事業として次年度250万円を予定しております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。やっぱりA Iの時代ですので、子供たちにこういう形でスクールを受けるというのは最高な、いいことだと私は思います。どんどんこういう形で進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

71ページ、教育文化財保護費修繕費が1,819万4,000円あります。これはどちらのほうの修繕費を充ててあるんですか、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

これは高良家にスプリンクラー等を整備する予定となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平讓治議員。

○ 1番（宮平讓治議員）

66ページの、先ほど太郎議員のG I G Aスクールサポートに関連しているのかどうかですが、これからの時代、I C Tの活用により全ての子供たちの学びの保障ができる環境の整備ということで1人1台の端末



が本村でも既に実現していると思います。それに伴ってのいろいろな事業だと思いますが、その中で座間味校において以前、電子黒板が配置されていると思うのですが、一部、壊れているというか、使えない状況が起きているということも聞いております。話を聞くと、結構いい形で活用されているという話も聞いていますので、ぜひその辺の環境整備というか、その辺の修繕はもう済んでいるのか、またその辺の予算の確保はどうなっているのかどうかをお聞きします。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

補助事業名はちょっと忘れたんですけども、デジタルテレビ等も発注しております。そして3校に壊れたものの入替えを今年度中に予定しております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

分かりました。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

総合センターの件でお聞きしたいんですけども、課長よろしいですか。29ページの中にも絡んでくるんですけども、多分、去年の阿嘉の総合センターは畳を替えるということで70万円余り予算を組んでいたと思うんですけども、現在、まだ替えていない。そういうような流れがどのような形で、今度の予算の区分の中にも修繕費とかがないんですよね、見たらね。それがちょっと分かれば教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

阿嘉島の修繕に関しましては、コロナの対策事業としまして、修繕のほうを発注依頼しております。年度末には畳の間を床張りにしたりとか、ふすまのほうをしっかりと直して、部屋を遮断できるように発注のほうをかけております。年度内の事業となっております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

ふすま、障子もずっとみんな穴があいているような状況で、格好を見てもやっぱりまずいので、じゃあ畳をやらなくて床張りというのですか。よろしいです。分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

46ページに戻ります。衛生費の中の12の委託料、小型焼却炉の中で95万7,000円計上されていますが、今現在、座間味では稼働していると思えますけれども、阿嘉島で動いているような形が見えないんですけど、どのような形で。取り扱っていた方が、前までいたんですけども、今いない状況でそのまま使っていないのか、分かれば教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

阿嘉島における小型焼却炉の運転なんですけれども、実際、会計年度任用職員を募集しても3名しかおらずですね、以前までは4名いて、この方が生ごみ処理機を回して運転はさせていただきました。今回、会計年度任用職員も募集を締め切ったんですけども、やはり人材が確保できない状況でございます。今後、担当ともお話をし、座間味のほうを1人、0.5人増やして阿嘉島にも週3日なり行ってもらって、運転できるような仕組みづくりをしようということで検討しているところでございます。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

これはせっかく1,000万円余りで造っているもので、そのまま寝かすわけにもいきませんので、ぜひ、今課長がおっしゃったように取扱う方がいなければ、資格とかも何かあるのかなと思うんですけども、コロナ禍でも早く機械が動くようによろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

また相当前に戻りますけれども、リサイクルセンターを造るということをお聞きしました。もちろん完成するのに新年度いっぱいかかると思うんですけども、これの運営主体、例えば今雇っている人たちが、そのままそこでこのリサイクルセンターも同じように動かしていくのか。あるいはまたそれに伴う委託というか、そういう人を雇うのか。そのリサイクルセンターでの主な処理というのはどういうものなのか、ちょっと分からないところもあるので教えていただけますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

本施設に関しましては、2年度にまたぐ大型事業となっております。実際の稼働は令和4年度からのスタートとなりますが、それに向けて、また機械等を設置していきますので、協議しながら人員増が必要であれば、そこでしっかり確認して、適正な人数で運転できるように努めさせていただき、考えているところでございます。それと併せて機械、施設の内部なんですけれども、これは性能、実用方式ということで発注いたしますが、大きく缶の仕分け機、圧縮機、あとは瓶、小型家電の仕分け場等ですね、あとはペットボトルの圧縮、梱包といったことで、缶、瓶、ペットボトル、小型家電、4つの資源ごみの梱包から圧縮、貯留といった形のセンターになってくると思います。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。この一、二年かかるということであるんですね、分かりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 令和3年度座間味村一般会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第16号 令和3年度座間味村一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

これで午前の会議を閉じます。午後は1時30分から再開します。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

議事に入る前に、先ほどの令和3年度一般会計予算審議について、宮平譲治議員からの質疑に対して、教育課長から訂正の答弁の申出がありましたので、これを許します。中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

先ほどですね、宮平譲治議員の質疑に対し、一部修正があります。電子黒板についてですが、先ほど今年度導入し、既存の電子黒板と入れ替える予定と答弁しましたが、正しくは、今年度追加で導入し、既存の電子黒板は今後修繕し、継続して使用する予定です。訂正します。すみませんでした。

○ 議長（中村秀克）

譲治議員よろしいですか。

（「はい」と言う者あり）

分かりました。

それでは引き続き、日程第9. 議案第17号 令和3年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号 令和3年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算についてを採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第17号 令和3年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第18号 令和3年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号 令和3年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第18号 令和3年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第19号 令和3年度座間味村航路事業特別会計予算についてを議題とします。  
これから質疑を行います。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長(中村秀克)

再開します。2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

予算等じゃなくて、皆さんの人事異動の内示通知も昨日拝見しましたけれども、那覇出張所、今度入替えますけれども、うちの職員1人で、人材派遣の体制で今年もそれでやっていくのか、ということをお聞きしたいですね。

○ 議長(中村秀克)

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長(松田 力)

本職員に関してはそのとおりであります。1人会計年度任用職員を採用して、実質、村の職員は2名体制で那覇事務所の管理を行う予定となっております。

○ 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。というのは、以前は職員が3名もいて、どんなにカードの時代とかいろいろ言ってもですね、去年はコロナで乗客数も大分減ったんですけど、経験上、夏場の3便、フェリーの満席を含めると1,000名近くの人を運べて、現金等が300万前後動きます。経験上ですね。ですからそれからすると、もちろん職員も毎日出勤するわけじゃないですから、金庫の開け閉め等を含めて、万が一事故があったときとか、そういうことを含めて私は気になったものでそれをお聞きしましたがけれども、これは一応、本職員が1人で、村の職員、臨時職員を含めて2人という体制で今後もやっていくという方針には変わりはないわけですね。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

現在のところは、その人数配置のことなんですが、その辺、細かい詳細につきましては総務のほうで配置の人数については決めることではあります、事務的量としたらさほど大きい事務もなく、夏場の混雑するのに懸念するのは、要はお客様を時間どおりに船まで御案内できるかというものですので、その辺はしっかり人材派遣会社をお願いして、夏場のシーズン、冬場のシーズンとか、必要人数を把握しながら、そのところはしっかり行っていきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。私が言いたいのは、要するに金銭管理が一番気になる。要するに一番稼ぎ時ですね、そうするとどうしても本務職員が金庫を開ける、金庫を閉める、釣り銭を管理するとかという観点からですね、本務職員が毎日出勤するわけじゃないものですから、果たしてそれで十分かということが聞きたかったんですね。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

金銭の取扱いにつきましては、基本的に職員が行います。人材派遣会社とも派遣の内容、また金額の取扱いについても交わっていますので、万が一、派遣職員が事件等を起こした場合におきましても、しっかりとその派遣会社との契約ができていますので、その辺はまず、基本的には起こらないのが一番ですが、そういったことが起きたとしても、そういった契約事項を交わしていますので心配ないと考えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号 令和3年度座間味村航路事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第19号 令和3年度座間味村航路事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第20号 令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号 令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第20号 令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第21号 令和3年度座間味村下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号 令和3年度座間味村下水道事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第21号 令和3年度座間味村下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第22号 令和3年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号 令和3年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第22号 令和3年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第23号 令和3年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号 令和3年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第23号 令和3年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第24号 座間味村職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番 (宮平喜文議員)

これは提案理由にも載っているとおり、特に船員のことを重んじて書いていると思われませんが、改正後、その他の職員が18人から22人、そこで4人増になって、トータルが60人から64人になっているわけですが、この4人増というのは、これは全部船員の増なんですか。その辺をお聞きます。

○ 議長 (中村秀克)

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長 (宮平壮一郎)

その他職員が18人から22人、4人増で全て海事職の増員となっております。

○ 議長 (中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。これは皆さんが提案理由にも書いてあるとおり、直近として、非常に大きな、後々大きな問題になりそうな気がしますので、遅いぐらいでこれに取りかかっていたいただきたいというふうに思います。分かりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいでしょうか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号 座間味村職員定数条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第24号 座間味村職員定数条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 報告第1号 令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業計画報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それでは、よろしく申し上げます。

報告第1号

令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業計画報告について

地方自治法第221条第3項の規定に基づき、事業計画書を徴したので、別紙のとおり報告する。

令和3年3月9日

座間味村長 宮里 哲

内容につきましては、お手元にお配りしておりますのでお目通しいただきたいと思います。以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

これで報告を終わります。

日程第18. 選挙第1号 座間味村選挙管理委員会委員及び補充委員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたい



と思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員に宮平重則君、宮平 繁君、仲村芳明君、高江洲英夫君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがってただいま指名しました宮平重則君、宮平 繁君、仲村芳明君、高江洲英夫君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に選挙管理委員補充員に高江洲北斗君、前田正樹君、宮平一明君、吉本信義君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがってただいま指名しました高江洲北斗君、前田正樹君、宮平一明君、吉本信義君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に補充の順序についてお諮りします。補充の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序に決定しました。

選挙第1号

令和3年3月10日

座間味村選挙管理委員会委員及び補充委員の選挙について

上記の件について地方自治法第118条第2項の規定により下記の者について、議会の推薦を求めます。

座間味村議会議長 中村 秀克

記

#### 1 選挙管理委員会委員

- ①仲村 芳明 座間味村字阿嘉108番地
- ②宮平 繁 座間味村字座間味114番地
- ③宮平 重則 座間味村字座間味151番地

④高江洲英夫 座間味村字阿佐120番地

## 2 選挙管理委員会補充員

- 第1 高江洲北斗 座間味村字阿佐42番地
- 第2 前田 正樹 座間味村字慶留間134番地
- 第3 宮平 一明 座間味村字座間味133番地
- 第4 吉本 信義 座間味村字座間味93番地

### 推薦理由

座間味村選挙管理委員会委員及び補充員の任期満了に伴い、地方自治法第182条に基づき、普通公共団体の議会において選挙する必要がある。これが本議案を提案する理由である。

日程第19. 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思いを御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議員派遣の件は、お手元にお配りしたとおり派遣することに決定しました。

### 議員派遣の件

令和3年3月10日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

### 記

- 1 件名 令和3年度 離島六村議会運営協議会視察研修
  - (1) 目的 北大東村の産業視察、農業、水産業（各産業関係者との意見交換・歴史、1～3次産業の説明等）観光施設等の視察
  - (2) 派遣場所 北大東村
  - (3) 期間 令和3年5月26日（木）～5月29日（土）の3日間
  - (4) 派遣議員 全員（6名）

これで本日の日程は、全部終了しました。

これで会議を閉じます。

本日は、これをもって散会します。

散 会（午後1時57分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 宮 平 喜 文

署名議員 垣 花 太 郎